

類型4 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No. 108 男性 (50代)

<相談形態> 来所

<紹介経路> 生活保護

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 総合支援資金(支援費)

・相談内容(担当者の記載) ◆妻、潰瘍性大腸炎。◆兄と一緒に会社経営30年間(3人の会社)。着物流通新聞の出版。◆業界不景気、去年の月給10万円。今年1月から収入がない状況。◆負債あり。カード過払い請求中。訴訟中。N社、R社、A社、P社に合計350万円の借入。→毎月12万円。今年に入ってから支払えていなかった。弁護士費用=成功報酬24%。◆住まいは借地。地代6万円+家賃10万円の負担が条件だが、今はできていない。→借金が多くて返済の目処が立たない。

<申請理由(カテゴリー)> 事業経営困難、多額債務(100万円以上)、健康。全般的に生活に困窮している。生活費に使用する目的。

<貸付金の使用目的> 家賃、生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 返済の見込みがない。債務整理中。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未(債務が多くて返済のめどが立たず対象外)

<家族構成> 核家族世帯、配偶者あり、本人と妻(51歳)。妻、潰瘍性大腸炎。

<住宅> 住まいは借地。父の建物を相続。兄の家の間借り。地代+家賃支払い滞っている。

<就労状況> 兄と一緒に会社経営30年間(3人の会社)。父親のつくった会社を継いだ。職種→着物流通新聞。キカン紙出版。業界不景気、去年の月給10万円。今年(平成22年)1月から収入がない状況。就業している。

<経済状況・債務> 主な収入源は本人の就労収入のみ。去年の月給10万円。今年1月から収入がない。債務有、整理中。カード過払い請求中。訴訟中。4社に合計350万円の借入。→毎月12万円。今年に入ってから支払えていなかった。弁護士費用=成功報酬24%。

<健康・障害> 記載あり(家族等)。妻、潰瘍性大腸炎。

類型4 (貸付に至らなかったケース 対応不明)

ID No.127 女性 (20代)

<相談形態> 電話

<紹介経路> 生活保護

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 緊急小口資金

・相談内容(担当者の記載) ◆4月に転入。K県より子どもと妹3人で上京。◆家は、父親名義で借りている。家賃は一部母親が支払っている。妹の奨学金。◆妹の進学にあわせて、家事、手伝い、仕事探し。◆母子家庭。◆イラストの仕事(不定期)。今年1年は収入ない。アルバイトの結果待ち。◆専門学校卒業後、アルバイトなどで生活、21歳に結婚→出産。子ども5か月の時にひきつけ。父親の虐待が原因?措置された。離婚を条件に子どもが戻される。→養育費ない状態。◆保育料を借入したい。保育園5月～認可外保育園(保育費4万円、入園料4万円→8万円必要)。5月末に支払わないといけない。◆対象となるものがない。◆6月に子ども手当4万円くらい(4か月に1回)。→母子貸付6か月すぎていないと。

<申請理由(カテゴリー)> 母子家庭。まとまった資金が必要になった。保育料を借入したい。保育園5月上旬～認可外保育園(保育費4万円、入園料4万円→8万円必要)。5月下旬に支払わないといけない。

<貸付金の使用目的> 教育費、生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 対象資金がない。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未(対象資金がなく対象外。母子貸付も転入後6ヶ月過ぎていないので該当せず。)

<家族構成> 本人と子ども、両親、兄弟姉妹。母子家庭。妹の進学に合わせて、家事、手伝い、仕事探し。K県より子と妹の3人で上京。

<住宅> 賃貸住宅。家賃88,000円。4月に転入。家は父親の名義で借り、家賃は一部母親が支払い。

<就労状況> 就業していない。18~19歳専門学校卒業。その後アルバイトなどで生活。イラストの仕事(不定期)。子どもが熱を出したりしてアルバイトが探せない。妹の進学に合わせて、家事、手伝い、仕事探し。今年1年は収入ない。アルバイトの結果待ち。

<経済状況・債務> 主な収入源は、本人の就労収入と子ども手当、家族の奨学金、親からの家賃補助。今年1年は収入がない。本人の収入はないが、世帯の収入あり。

<健康・障害> 記載なし

## 類型 5 極貧層

### ■貸付に至ったケース

ID4

### ■貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり

ID98

### ■貸付に至らなかったケース 対応不明

無し

類型5 (貸付に至ったケース)

ID No. 4 男性 (40代)

<紹介経路> 住宅手当窓口

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 総合支援資金。

・相談内容(担当者の記載) ◆役所で住宅手当の申請を行い来所。◆以前の職場(清掃)で、腰を痛め、洗剤で手足の皮がむけたりなどで退職する。◆4月●日予約。

<申請理由(カテゴリー)> 一時的な失業(失業・退職)、ホームレス。全般的に生活費に困窮している。今年、住む所もなくなり、ホームレスになったため。

<貸付金の使用目的> 転居費、生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 住宅手当を申請中。

<今後の方針> 総合支援資金の貸付に向けて相談を進める。

<終結> 貸付

<家族構成> 単独世帯。

<住宅> ホームレス

<就労状況> 職歴は航空自衛隊(M県)14~15年。→母の介護のためK県に戻り、アルバイト。→6~7年前にK県を出る。→N県で派遣3年。→O自治体で派遣をしていたが、派遣切りにあい、平成21年2月辞める。→S自治体の飲み屋等で働く。→平成21年12月~平成22年1月中旬、S県のA社(ラブホテルの清掃)。腰を痛め、洗剤で手足の皮がむけたりなどで退職する。→その後S自治体に来る。現在就業していない。

<経済状況・債務> 収入源なし(初任給待ち、雇用保険受給待ち、退職中も含む)。債務なし。

<健康・障害> 記載あり(本人)。突発的な疾患・外傷等。以前の職場(清掃)で腰を痛めた。

類型5 (貸付に至らなかったケース 何らかの対応あり)

ID No. 98 男性 (年齢不明)

<相談形態> 来所

<紹介経路> 記載なし

<相談内容>

・相談したい内容(本人希望) 記載なし

・相談内容(担当者の記載) ◆生保の相談。◆駅前で普段寝泊りしている。今日は雨のためショッピングセンターにいる。◆17:00 来所。◆ずっとお風呂に入っていない。食事も取れない。施設に入りたい。◆役所・生活相談でTEL。係長がTELで。17:00 過ぎのため何もできない。月曜日に生活保護担当窓口に来るよにとのこと本人に伝える。◆手持ち71円のため30円恵んでほしいとのこと。社協ではそういうことをしていない→個人的に恵んでほしい→してないと伝える→1円を置いて退室→1円は募金箱へ?

<申請理由(カテゴリー)> ホームレス。全般的に生活費に困窮している。ずっとお風呂に入っていない。食事も取れない。施設に入りたい。

<貸付金の使用目的> 生活費(困窮)。

<他制度の利用状況> 記載なし

<貸付対象外の理由> 対象資金がない。

<今後の方針> 記載なし

<終結> 未(役所に本人が生活相談で電話したが17時過ぎのため何もできないので月曜日に生活保護窓口にくるよう伝える。それまでに手持ち金がないのでお金を恵んでほしいということだったが社協ではそういうことはしていないと説明。)

<家族構成> 記載なし

<住宅> 駅前で普段寝泊りしている。今日は雨のためショッピングセンターにいる。

<就労状況> 就業していない。

<経済状況・債務> 収入源なし(初任給待ち、雇用保険受給待ち、休職中も含む)。

<健康・障害> 記載なし

資料5. 貸付初期相談における相談支援機能と「相談票」への項目化

(出典 平成22年度分担研究報告書 第7章図表7-18、19)

【図表7-18】貸付の初期相談における相談支援機能と「相談票」への項目化

相談支援機能	相談票への記載が想定される項目	
① 相談者の経済的課題やその他の生活課題をめぐる状況を理解するための情報収集	① ・相談したいこと ・相談者自身の思いや見通し (相談者による主観的な情報や語り)	①②③のどれにも関わる  ・相談者および世帯の状況 ・住居に関する状況 ・就労に関する状況 ・家計に関する状況 ・心身の健康や障害に関する状況
②相談者の氏名、住所、連絡先、職業、家族構成等の基本情報の収集	② (客観的な情報)	
③貸付の利用要件に関わる情報の収集	③ ・他制度等の利用状況 (客観的な情報)	
④貸付制度とその利用手続き、担当者として提供できる支援等に関する説明	④ ・貸付制度と利用手続き、担当者として提供できる支援等の説明	
⑤貸付の利用等に向けて社協で支援を継続するかの見極めと伝達	⑤ ・資金の種類・程度・用途の確認 ・貸付の利用可能性や社協で支援を継続するかの見極めと伝達	
⑥今後の方向性についての確認	⑥ ・相談内容・結果をふまえて今後についての確認 ・関係機関・制度等の紹介や引き継ぎ	

【図表 7-19】相談支援機能に関するそれぞれの「相談票」の項目の状況  
 (該当すると思われる項目があれば○、詳細な項目の場合は◎)

相談票への記載が 想定される項目	A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	C	D	E	F-1	F-2	G-1	G-2	H-1	H-2	I *h
①②③-1・相談者 および世帯の状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①②③-2・住居に 関する状況	○	○	○		○	○	○	○		○		○			
①②③-3・就労に 関する状況	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
①②③-4・家計に 関する状況	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○
①②③-5・心身の 健康や障害に関す る状況		○		○	○		○			○			○	○	
①-1・相談したい こと	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
①-2・相談者自身 の思いや見通し		○ *c	○ *d	○ *e	○ *e		○ *f								○
③・他制度等の利 用状況		◎			○	○		○		○	○		○	○	
④・貸付制度と利 用手続き、担当者 として提供できる 支援等の説明	△ *a	○	○	◎	◎		△ *a	○	△ *a		○	○	○		○
⑤-1・資金の種 類・程度・用途の 確認	△ *a	○	◎	○	○		○	○	△ *a			○	○	○	○
⑤-2・貸付の利用 可能性や社協で支 援を継続するかの 見極めと伝達	△ *a	○	○	○	○	○		○	△ *a *g		○	○	○	○	○
⑥-1・相談内容・ 結果をふまえて今 後についての確認		○	○		○			○	△ *g		○	○	○		○
⑥-2・関係機関・ 制度等の紹介や引 き継ぎ	○ *b	○		○	○	○	○ *b	○	○		○	○	○	○	○

注)

\*a：資金種類については記載欄がある。

\*b：担当民生委員についての欄がある。

\*c：お金が必要な目的や減収等の状況を記入する欄がある。

\*d：今後どうしていくかの見通しや理由などを尋ねる項目が複数ある。

\*e：困りごとの理由や経緯その他を聞きとるようになっている。

\*f：「～はどうか」のような相談者の意向を確認する表現になっている。

\*g：県社協への確認事項などがあれば記載するよう促している。

\*h：相談票の欄外の質問の会話調での手順も含めて判断した。



資料6. 貸付を通じた相談援助の構成要素（案）

（平成22年度分担研究報告書 第2章図表2-1）

図表2-1 貸付を通じた相談援助の構成要素（案）

中核的要素	下位要素	項目
貸付を相談援助の（目的ではなく）手段とした、貸付制度の要否判定にとどまらない生活課題の把握・対応方針の検討、関係資源へのつなぎ	①相談者の状態をふまえた相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の状態像の把握（含・困窮状態の程度・緊急性）</li> <li>・貸付手段の要否判定</li> <li>・当面の生活安定・今後の再建にむけ活用できる社会資源の洗い出し、それらの利用可能性の検討</li> <li>・当該資源につながるための支援の検討</li> <li>・初期アセスメント・支援状況の共有化にむけた他機関との連携（住宅手当担当部署等）</li> </ul>
	②貸付を通じた相談関係の構築、貸付という手段の特徴をふまえたかわり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付相談としての初期相談に関する説明と合意形成（貸付は手段の一つであることについての相談者の理解、貸付を含めた福祉資源の利用可能性を検討するために資金需要や生活課題を社協として把握することの必要性、今後の社協の相談者へのかかわり等についての説明や合意形成）</li> <li>・社会福祉の基本的な面接技術：聴く・伝える・支える、主訴の受容、個別的理解</li> <li>・相談者の支援者・キーパーソンの確保</li> <li>・相談者の力を引き出すはたらきかけ、相談の道が途切れないようにするためのはたらきかけ（相談内容の相談者との共有、社会資源の情報提供 等）</li> </ul>
	③相談関係の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付に至らない人に対する「地域での相談の糸」の確保</li> <li>・相談関係の維持にむけた貸付機関からはたらきかけ（広報・ニュースレター等）</li> <li>・返済催促にとらわれない返済時の生活課題の把握と対応</li> <li>・債権管理機関（都道府県社協）と相談対応機関（市町村社協）との連絡体制の強化 等</li> </ul>
	④相談プロセスと実績の可視化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付に至る人・至らない人を含めた相談者の主訴・課題・課題対応・終結の記録化（相談票様式の項目に反映）</li> <li>・上記記録にもとづく、貸付実績にとどまらない相談援助実績のデータベース化と分析</li> </ul>
	⑤個別相談支援から把握された課題へのシステマ的対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付事業のPDCA</li> <li>・個別対応では限界のある課題の洗い出し</li> <li>・当該課題に関する地域レベルの支援システムでの対応に関する可能性の検討</li> <li>・当該地域支援システムの構築にむけた企画、関係機関</li> </ul>

資料7. 業務支援ツール「本日のご相談確認シート」

(1) 当初版の全体像・記入例 (出典 平成22年度分担研究報告書 第8章図8-2、4)

図8-4 業務支援ツール 全体のイメージ

<本日のご相談 確認シート> 2011年 月 日

本日は、来所していただき、ありがとうございました。  
このシートは、ご相談の内容と、その中で検討したことや、方向性などを確認するものです。今後、制度の手続きをすすめたり、他の機関にご相談されたりする際に、参考にしていただければ幸いです。本日の相談が、皆さまの生活をよりよくしていただくための一助となりますことを願っております。

<本日のお話の要点>	<今後の手続きのことなど>
①	①
②	②
③	③

**△△自治体社会福祉協議会**

生活福祉資金 相談

電話 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000  
受付時間 月～金 午前9時から午後5時

△△自治体社会福祉協議会は、身近な福祉課題を市民のみならずとも考え、解決を図りながら、地域福祉の向上を図ることを目的に設立された社会福祉法人です。

ご不明なこと、お困りのことがある場合には、どうぞご連絡ください。

<暮らしに役立つ相談窓口>

住まいのこと ( 役所 1111-1111代 )

<家賃・住まいの相談>

住む手当 役所 生活相談担当

住むの住み替え 役所 住宅相談担当

公営住宅 役所 住宅相談担当

<住居を失いそうなお、住居がない時の住まいや相談などの相談>

役所 生活相談担当

介護のこと

<一時的対応し・失業者手当・健康診断>

ハローワーク 1111-1111

<若者の就職支援>

しがこセンター ( 飯田町 ) 1111-1111

<女性の就職支援>

ママズ/ハローワーク 1111-1111

各種福祉の相談 ( 役所 1111-1111代 )

<制度でも相談することが大切です。>

生活にお困りの時 ( 生活保護など )

役所 生活相談担当

高齢者や家族の介護のご相談

地域福祉支援センター (△△自治体にはろが所あります。役所までお問い合わせ下さい。)

子育てやひとり親家庭の支援について

子ども家庭支援センター 1111-1111

子どもの発達について

就学援助 ( 補給費 ) 役所 学事担当

奨学金 ( 学生支援機構等 ) 学校の窓口へ

介護のこと

<介護の制度は必ず確認して下さい。>

二人で確認する空の欄に相談しましょう。

<無料や低額の相談窓口>

延テラスコールセンター ( 金曜～日 3分8.6円 ) 0570-078376

情報・PHS 03-6745-6600

多重債務者生活再生事業 ( 生活サポート基金が電話を行い中央労働金庫が貸付を行う××都道府県社会福祉協議会の事業です )

生活再生相談窓口 1111-1111

年金のこと

年金事務所 1111-1111

ねんきんダイヤル 1111-11-1111

こころや身体の健康・医療のこと

<医療費の減免など>

無料相談での受診や、費用の減免・補助、分割払いでの相談が可能なこともあります。病院の相談室や区の保健福祉センター ( 精神科受診やその送迎費用の減免等 ) に問い合わせてください。

<こころの健康・精神的な悩み相談>

こころの健康相談 0570-064556

( かけた場所から最寄りの地域の福祉室 )

につなぐります

いろいろの電話 ( △△自治体 ) 1111-1111

その他の

図8-2 業務支援ツール記入例 (A欄)

<本日のご相談 確認シート：記入例>

2011年 月 日

本日は、来所していただき、ありがとうございました。  
 このシートは、ご相談の内容と、その中で検討したことや、方向性などを確認するものです。今後、制度の手続きをすすめたり、他の機関にご相談されたりする際に、参考にしていただければ幸いです。本日の相談が、皆さまの生活をよりよくしていただくための一助となりますことを願っております。

<本日のお話の内容>

①

記入例：

お金のこと

②

「病院のこと」

「家族の病気・介護」

「アパートの追い出しのこと」

→相談者の語った言葉で表現してみるとよいでしょう。

③

「債務のこと」

<今後の手続きのことなど>

①

記入例

総合支援資金 (〇月〇日に次回来所、書類持参)  
 生活保護・住宅手当 (担当〇〇さん)

②

医療費の減免制度や分割払い  
 (自治体や病院に問い合わせ)

・〇〇病院 医療ソーシャルワーカー 〇〇さん

③

無料の法律相談 → 「法テラス」

「市役所の弁護士相談・消費生活相談」

→ 次回 〇月〇日開催予定

△△自治体社会福祉協議会

生活福祉資金 担当

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 月～金 午前9時から午後5時

△△社会福祉協議会は、身近な福祉課題を区民のみならずとも考え、解決を図りながら、地域福祉の向上を図ることを目的に設立された社会福祉法人です。

ご不明なこと、お困りのことがある場合には、どうぞご連絡ください。

(2) 試行結果 (出典 平成 22 年度分担研究報告書 第 8 章 表 8-1)

表 8-1 業務支援ツール 試行結果

(P 社会福祉協議会 C 相談員の試行結果より)

番号	本日のお話の内容 (記入内容)	今後の手続きのことなど (記入内容)	備考(コメント:研究 班に対して)
ケース 1  (生活福祉資金の相談)	①初任給までの生活費 について	①世帯への貸付のためご 家族の収入のわかるもの が必要。 ②今後の収入の見込みに ついて確認が必要です。 契約書などご提出が必要 です。 ③次回書類が揃ったら連 絡下さい。	緊急小口資金の相談で 来所。すぐに貸付に至 らなかったため、最後 に確認シートを渡そう と思ったが受け取らず に帰室された。
ケース 2  (総合支援資金: 支援費の相談)	①総合支援資金につい て	①債務に関して相談を (弁護士会・法テラス) ②住宅手当については役 所の住宅手当担当に連絡 して制度について確認 を。 ※B 欄: <input type="checkbox"/> 債務のこと、 <input type="radio"/> 法テラスコールセンタ ーにチェック有。	この方には、弁護士会、 法テラスのパンフレッ トも渡した。B 欄に住宅 手当の直通もあるとよ い。(この方へ第 2 セー フティネットの黄色い パンフレットで電話番 号を伝える)
ケース 3  (生活福祉資金の相談)	①転居の費用について	①子ども家庭支援センタ ー 母子支援員に生活の 相談を(電話番号) ②債務整理について 法テラス、弁護士会、法 律相談。 ※B 欄: <input type="checkbox"/> 債務のことに チェック有。	最後に渡して相談先を 伝えた。2 枚目の連絡 先、内容が沢山あり担 当者がきちんと説明し ないとうまく伝わらな いように感じた。困っ た内容に応じてまとめ た連絡先を渡すのはど うなのか。
ケース 4  (臨時特例つなぎ資金 の相談)	①臨時特例つなぎ資金	①〇月〇日に、不足書類 (源泉徴収票)をご持参 ください。 ②つなぎ資金申請しま す。 ※B 欄: <input type="checkbox"/> 仕事のことに チェック有。	コメントなし。

図8-5 提案版 業務支援ツールの解説 (社会福祉協議会職員向け)

<ご相談確認シートについて> ※社協の職員の方向けの解説

1. 本シートの使い方 <相談者が孤立しないために…最後の5分間の活用>

- ① 本シートは、相談の最後の5分間で、相談の中で話し合われたポイントを簡単にメモして、相談者にお渡しするものです。
- ② 左頁では、「お話の内容」の欄に、相談内容のポイント（キーワード）をメモします。そして、そのことに対する方針や手続きの方法を「今後の手続きのことなど」の欄に記入します。日時の記入欄がありますので、次の相談時に継続して使用することも可能です。
- ③ 左頁の下端には、相談担当者名と連絡先を記入します。
- ④ 必要に応じて、右頁の<暮らしに役立つ相談窓口>にチェックを入れながら、相談先や社会資源の情報提供を行います。右頁の下端にはメモ欄もあります。最後にコピーをとり相談票に添付します。

2. 本シートの目的 <最後の5分間の必要性>

- ① 社会福祉協議会を訪れる相談者は、「総合支援資金」や「生活福祉資金」の貸付を目的としているかもしれませんが、中には、それらの貸付をもって生活課題が解決できる相談者もいらっしゃいます。その一方で、貸付を必要とするに至った様々な生活課題について、解決の見通しや方法がわからない状況で、相談にくる方も少なくありません。
- ② 社会福祉協議会の生活福祉資金の窓口相談で、すべての生活課題にかかわる相談援助をきめ細かく行っていくことは、現状では困難かもしれません。しかしながら、「相談に訪れていただいたこと」をひとつのチャンスとして、相談者に必要な社会資源の情報を提供したり、相談機関に「つなげる」こともとても重要な支援です。
- ③ シートの右頁には、「債務の問題は必ず解決できます。ひとりで悩まず早めに相談しましょう。」  
「一緒に考える関係者を増やすためにも1回きりでなく、根気よく相談してみましよう」というようなメッセージが、何気なく書かれています。  
これらは、相談者が後日、こうしたメッセージを目にして、再び相談してみようと思っていただくことを期待し記載しているものです。また、左頁には、社会福祉協議会が、困った時に相談できる窓口として開かれていることがわかるように、連絡先を記載する欄を設けています。
- ④ 社会福祉協議会が、「資金の貸付」という主訴をもって訪れる相談者に対して、貸付の対象者になるかからないかにかかわらず、相談者に必要な社会資源を提供するとともに、孤立しがちな相談者にとって、ひとつの大きな拠り所となるよう願って作られたシートです。最後の5分間を使って書いていただくこのシートは、社会福祉協議会がアカウンタビリティーを果たしていくためのツールとしても活用できます。このため、最後にコピーをとり、保管していただくことをお勧めします。

図8-6 業務支援ツール提案版 A欄

<ご相談内容 確認シート>

2011年 月 日

このたびは、社会福祉協議会に来所していただき、ありがとうございました。  
このシートは、ご相談の内容と、その中で検討したことや、方向性などを確認するものです。今後、制度の手続きをすすめたり、他の機関にご相談されたりする際に、参考にいただければ幸いです。このご相談が、皆さまの生活をよりよくしていただくための一助となりますことを願っております。

<お話の内容>	<今後の手続きのことなど>
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

△△自治体社会福祉協議会

生活福祉資金 担当 \_\_\_\_\_

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 月～金 午前9時から午後5時

△△自治体社会福祉協議会は、身近な福祉課題を市民のみなさまとともに考え、解決を図りながら、地域福祉の向上を図ることを目的に設立された社会福祉法人です。

ご不明なこと、お困りのことがある場合には、どうぞご連絡ください。相談は無料です。

<暮らしに役立つ相談窓口>

住まいのこと ( 役所 1111-1111 代)

<家賃・住まいの相談>

- 役所 住宅手当担当 1111-1119
- 住宅の住み替え 役所 住宅施策担当
- 公営住宅 役所 住宅運営担当
- <住居を失いそうな時、住居がない時の  
住まいや施設などの相談>
- 役所 生活相談担当

仕事のこと

<就職支援・失業手当・職業訓練>

- ハローワーク 1111-1111
- キャリアアップハローワーク 1111-1111
- しごとセンター 1111-1111
- マザーズハローワーク 1111-1111

各種福祉の相談 (役所 1111-1111 代)

一緒に考える関係者を増やすためにも1回  
きりでなく、根気よく相談してみましよう。

- 生活にお困りの時 (生活保護など)  
役所 生活相談担当 1111-1112
- 高齢者や家族の介護のご相談  
地域包括支援センター 1111-1113
- 障がいについてのご相談  
役所 障がい福祉担当 1111-1115  
保健福祉センター 1111-1116
- 子育てやひとり親家庭の支援について  
子ども家庭支援センター 1111-1114
- 子どもの教育費について  
就学援助 (義務教育) 役所学事担当  
奨学金 (学生支援機構等) 学校の窓口へ

地域の身近な相談役

- 民生・児童委員 (社協にお尋ね下さい)

債務のこと

債務の問題は必ず解決できます。

一人で悩まず早めに相談しましょう。

<無料や低額の相談窓口>

- 法テラスコールセンター (全国一律  
3分8.5円) 0570-078376  
携帯・PHS 03-6745-5600
- 多重債務者生活再生事業  
(生活サポート基金が相談を行い中央  
労働金庫が貸付を行う××都道府県  
社会福祉協議会の事業です。予約制)  
生活再生相談窓口 1111-1111

ところや身体の健康・医療のこと

<医療費の相談など>

- 役所 国民健康保健担当 1111-1111
- 勤務先の労務担当者
- かかりつけ病院の医療相談室
- <ところの健康・精神的な悩みの相談>  
ところの健康相談 0570-064556  
(かけた場所から最寄りの地域の相談窓  
口につながります)
- いのちの電話 (△△自治体) 1111-1111

年金のこと

- 年金事務所 1111-1111
- ねんきんダイヤル 1111-11-1111

その他

## Ⅱ 研究成果の刊行に関する一覧表

### 学会発表

- (1) 森川美絵・阪東美智子・根本久仁子・和気康太・岡部卓「低所得者へのセーフティネット機能の実態把握—総合支援資金貸付の運用に関する全国調査報告（１）」日本地域福祉学会第24回大会、新潟県新発田市（敬和学園大学）、2010年6月.
- (2) 阪東美智子・森川美絵・根本久仁子・和気康太・岡部卓「低所得者へのセーフティネット機能の実態把握—総合支援資金貸付の運用に関する全国調査報告（２）」日本地域福祉学会第24回大会、新潟県新発田市（敬和学園大学）、2010年6月.
- (3) 阪東美智子・森川美絵・和気康太・岡部卓「生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応（１）—相談受付票の統計的分析からみえる相談者属性と貸付対応の動向」日本地域福祉学会第25回大会、東京都文京区（東洋大学）、2011年6月（予定）.
- (4) 森川美絵・阪東美智子・和気康太・岡部卓「生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応（２）—相談受付票の質的分析からみえる相談者の類型・生活課題・相談対応」日本地域福祉学会第25回大会、東京都文京区（東洋大学）、2011年6月（予定）.

### その他

（学会以外の場での報告）

- (1) 岡部卓「パネルディスカッション—低所得者に対する自立支援と貸付事業の役割」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会『平成21年度全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 要覧』pp. 25-30、2010年2月1日～2日、全国社会福祉協議会会議室.
- (2) 森川美絵「パネルディスカッション—低所得者に対する自立支援と貸付事業の役割」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会『平成21年度全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 要覧』pp. 34-39、2010年2月1日～2日、全国社会福祉協議会会議室.
- (3) 根本久仁子「貸付制度における相談援助活動」「事例検討」長崎県社会福祉協議会『平成21年度相談員スキルアップ研修会』2010年1月30日～31日、諫早観光ホテル道具屋.

（調査結果の一部に関する冊子）

- (4) 低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究班（研究代表者 森川美絵）「低所得者へのセーフティネット機能の強化に関する実態調査 速報結果報告」2010年3月、国立保健医療科学院福祉サービス部.



